

米価下落に対する安定対策を

求める意見書(抜粋)

米生産を揺るがす今年の米価下落は、稲作農家に深刻な影響を与えています。生産コストを大幅に割り込む米価が続いているますが、米価下落に歛止めがかからず、特にも今年の米価下落によって、もはや来年からの生産から撤退せざるを得ない状況にあります。それは、地域の生産を守るために努力をしている集落農業組織や、個別の大規模農家といわれる農家にも重大な影響を及ぼすことは明白であり、わが国の食の安全・安心や食料政策および安全保障政策にも影響を及ぼしかねない状況です。

米価下落の根本原因から見るなら、政府の短期による緊急対策だけでは生産者が安心して米を生産し、国民への安定的供給を保障することはできません。

いま、世界的には食糧事情は悪化しているといわれています。農水省の需給動向によりますと、世界の消費量が生産量を上回る状況が続いており、世界の穀物在庫率は55日分を切っている状況です。

つきましては、国においては

今回の緊急対策にとどまらず、農家の営農や農村の維持が可能となるよう次の事項について、特段の配慮を講じられるよう強く要望します。

記

①政府が緊急に買い入れた備蓄米については、市場への放出を抑制すること。

②備蓄の役割を終えた古米を主食以外の用途に振り向けるシステムに変更すること。

③米価下落の主食用米への混入を規制するためJAS法を改正すること。

④米価下落によって来年産の作付け不安が生じていることから、今年限りの特例措

置として米価下落分の補てんを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

農林水産大臣

後期高齢者医療制度の円滑な移行に関する意見書(抜粋)

求める意見書(抜粋)

我が国の医療制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる体制として世界の平均寿命や高い保

18年6月に成立し

た健康保険法等の一部を改正する法律に

より、20年4月から新

た独立した医療制度として、75歳以上の

高齢者等を対象とし

た「後期高齢者医療制度」が創設される。現在、この制度の運営主

体として、各都道府県

において全市町村が

加入する「後期高齢者

医療広域連合」が設立され、準備が進められ

ているところでありま

す。

なお、この制度につ

いては、その内容が村

に十分浸透してい

るとは言いがたく、高

齢者からは多くの不

安の声が寄せられて

いるところでありま

す。

以上、地方自治法

第99条の規定により

意見書を提出する。

平成19年12月21日
岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

厚生労働大臣

原油価格の高騰に関する対策を求める意見書(抜粋)

求める意見書(抜粋)

世紀的な原油、石油製品の需要拡大、OPECの原油

の実施に当たっては、

生産体制の抑制、不安定な

中東情勢により、近年原油

価格が高水準で推移してき

ました。これに加えて、米国

のサブプライムローン問題等

により損失を受けた金融市

場の資金が原油先物市場へ

と注がれるなど、投機的資

出を抑制すること。

③燃油価格の高騰に伴う農

林水産業への影響を緩和

するため、燃油価格の低減

導を強化すること。

④全国のトラック業者など

陸運事業者に対し、燃料

費高騰を踏まえた運賃設

定ができるような環境整

備を講じること。

⑤中小企業向け貸付金に

ついて、金融機関に対し、返

済期間の延長や利子減免

などの措置を求める。

⑥寒冷地帯の生活弱者対策

について総合的な対策を

講じること。

よって、国においては、原油価格の一段の高騰によるわが国経済や国民生活に及ぼす影響を最小限とするため、下記の措置を緊急に講じる

とともに、国家備蓄の放出や石油製品の消費税との二重課税の見直しなどについても

検討するよう強く要望しま

す。

①石油製品の安定供給の確保について対策を講じること。特に灯油については、北海道・東北各地の灯油の在庫量を把握し、安心で

きる量の確保と安定供給

(経済財政政策)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日
岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策)

4 2008
2月5日発行

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海 洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める意見書

青森県六ヶ所村に建設された核

燃料再処理工場は、18年3月31日に
アクティブ試験操業が開始されました。
ところが、私たちが心配している
たとおり、放射能漏れや内部被爆
耐震設計ミスも見つかり、大事故が
起きるのではないかと心配されてお
ります。

この核燃料再処理工場は、再処理
の過程で生じるトリチウムやヨウ
素、ブルトニウム等の放射能を含む
廃液を沖合3km、水深44mの放水口
から大量に放出していまますし、高さ
150mの廃棄筒からはトリチウム
やクリプトン85がブルーム（高濃度
汚染雲）となって風に流れ大気ば
かりでなく土壤汚染をも引き起こ
します。当初設計段階では放射能除
去装置が取り付けられるはずのもの
が除去技術は確立しているにもか
かわらず、実用段階になるとされ、
設置されないまま試験運転に突入し
てしましました。

本県沿岸ではサケ、サンマ、イカ
等捕る漁業だけでなく、アワビ、ウ
ニ、ワカメ、カキ、ホタテといった養
殖漁業が盛んに行われ、安全・安心
な三陸物を全国民に提供してきまし
た。
三陸の海が放射能で汚染される
と、本県農水産業は壊滅的な打撃を
受けるだけでなく、住民の健康・食
の安全も危うくなりますし、その心

配の声も届いております。

現在、再処理工場の廃液の放流に
関して濃度規制すらないと聞きます。
これでは放射能による海洋汚染
の心配が増します。
ここに、放射能汚染から三陸の海、
川、森、住民の健康・食の安全、そし
て三陸の農水産業を守るために、下記
事項を強く要望致します。

記
① 放射能廃液を海に放出しない法
律、放射能海洋放出規制法（仮称）
を制定すること。
② 国の施策において放射能除去装置
を設置すること。
③ 岩手県沖のモニタリングを実施し
た結果を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定に
より意見書を提出する。
平成19年12月21日
岩手県滝沢村議会

常任委員会の調査活動

住民参画によるまちづくりを調査

実施日/H19年7月27日(金) 10月24日(水)~26日(金)
調査先/住民協働課、経営企画課
愛知県日進市、三重県松阪市、三重県名張市

総務

自治体運営に関するその理念、原則等を定める、自治基本条例は全国的に制定する自治体が増加してきている。

この条例は、自治（まちづくり）の基本的理念や原則、住民が自治の主体としての位置付け、住民や住民活動団体が自治に対して元気で活動することなどを規定しているものである。

日進市が住民と協働で取組んで来たように、住民に対する情報の提供や住民の参画を得ながら、条例制定の必要性も含めた検討を望むものである。

今回調査した松阪市と名張市も規模、手法は異なるものの本村と同様にまちづくり委員会など形態を変えた複数の住民組織が存在しまちづくりに取組んでいる。

まちづくりは、行政が主体的の形態から住民が主体の形態に変革してきており、まさに住民参画でのまちづくりが重要である。

本村では、これまでの取組みで地域自治力の向上、地域の人材の発掘など多くの成果も認められる。

一方、まちづくり委員会と自治会との連携、各年齢層の参画、行政の支援体制の充実などの課題が多いことも事実である。

今後は、課題解決に向けての施策や、NPO組織等も活用した新たなまちづくりの展開策など、真のまちづくりを実現し豊かさを生む地方自治の構築が必要と考える。



幼・保・小の連携ある子育てについて

実施日/H19年7月20日(金) 10月23日(火)~24日(水)
調査先/東京都葛飾区
千葉県佐倉市
東京都武蔵野市
わくわくチャレンジ広場(柴又小学校)
まちの縁側サロン「中志津Wa i Wa i 広場」
地域子ども館・あそべえ(大野田小学校)

教育民生

○わくわくチャレンジ広場(葛飾区)

学校開放による放課後の居場所づくりが子ども達によい結果をもたらし、地域の人が学校に入ることで地域が活性化している。事業は、教育委員会青年課が立ち上げて子育て支援部育成課が運営している。

○中志津Wa i Wa i 広場(佐倉市)

商店街の空き店舗を活用し、子どもの居場所づくりを行っている。施設運用については様々なものが利用可能であることから、多様な選択肢の中から子どもの居場所づくりと施設運用を検討する必要がある。

○地域子ども館・あそべえ(武蔵野市)

放課後対策として保護者と地域、学校が一体となり、地域の独自性を活かした運営をしている。また、子どもに関する施策は子ども家庭部が行い、運営は子ども家庭部が行っている。本村においても、福祉行政と教育行政の連携を進めため、行政機関を住民サービスに合わせた組織にすることを検討する必要がある。

今回の視察地において共通することは「安全な遊び場」「小学校と地域との連携」「地域性を活かした取り組み」があげられる。子ども達をどのように見守り、居場所をどのような環境にすることが大切なのかという観点がはっきりしており、そのことが事業に反映されている。また、当初は取組みに対して学校やPTAからの反発もあったが、地域、学校、教育委員会が協働で取り組んでいる点にも注目したい。本村においても、子どもたちの居場所づくりは重要であり、方向性を決めて視点を明確にし、福祉行政と教育行政が連携をとり、幼保小の連携ある子育てを考えながら施策に取組む必要があると考える。